

指定番号

指定給水装置工事事業者指定申請書

枚方市上下水道事業管理者

年 月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称
〒
住 所
フリガナ
代表者氏名
Tel Fax

水道法第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 2 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地 T E L () F A X ()	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地 T E L () F A X ()	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

枚方市上下水道事業管理者

※ 役員すべてについて、代表者が誓約して下さい。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

枚方市上下水道事業管理者

年 月 日

フリガナ

申請者氏名又は名称

〒

住 所

フリガナ

代表者氏名

Tel

Fax

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置 工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の 交付番号	選任・解任の年月日

別表

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具				
管の加工用の 機械器具				
接合用の 機械器具				
水圧テスト ポンプ				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

年 月 日

フリガナ
氏名又は名称

フリガナ
住 所

フリガナ
代表者の氏名

日中繋がる電話番号

1. 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している
指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）（公表：可・不可）

該当 （※該当欄に○を記入してください）	受 講 年 月
	受 講（ ）（受講証の写し添付）
	未受講（理由： ）（※未受講の場合は理由を記入）

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。（以下「公表」については、同様の内容となります。）

※申請書に記載の事業所の名称・所在地・電話番号・指定番号は、現行どおり公表対象です。

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容（公表：可・不可）

休 業 日 （休業日を○で囲んでください。）	月・火・水・木・金・土・日・祝日・年末年始 その他（
---------------------------	-------------------------------

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届けるようお願いいたします。

3. 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内で直近のもの）（公表：可・不可）
 ＜外部研修＞

受講者名 （公表対象外）	研修会名・実施団体	受講年月日	受講証明の添付 ☑

※受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

＜自社内研修＞

受講者名 （公表対象外）	研修内容等	受講年月日

※行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事業者指定更新時確認書（続き用紙）（確認書（別紙1））に記入してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

（4）給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

4. 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（公表：可・不可）

配水管からの工事を施工しない場合は、下記のチェック欄口に✓を記入してください。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

技能（経験）を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか （○・×を記入）	資格等を有しているか（○・×を記入）		工事に従事した時期 （年・月）
			保有している資格等	
			配工・配技・配管修了・講習修了・検定合格・技能認定	
			配工・配技・配管修了・講習修了・検定合格・技能認定	
			配工・配技・配管修了・講習修了・検定合格・技能認定	

※以下に示す保有資格等（下線部）を参照のうえ、該当するものを○で囲んでください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配工）
（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ② 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士（配技）
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者（配管修了）
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
（配管技能者講習会修了者（講習修了）、配管技能検定会合格者（検定合格）、配管技能者認定（技能認定））

※資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

※過去1年以内の工事实績がない場合は、直近の状況を記載してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じて指定給水装置工事業者指定更新時確認書（続き用紙）（確認書（別紙2））に記入してください。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

（2）配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。